

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

駐車場における自動車転落事故防止対策について（技術的助言）

今般、保育園の屋上駐車場から自動車が落下し園児が死亡する事故が発生したこと等を踏まえ、建設省住宅局建築指導課長より特定行政庁建築主務部長あて通達された「立体駐車場における自動車転落事故防止対策について」（昭和 61 年 9 月 1 日住指発第 185 号。「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」（平成 13 年 2 月 19 日国住総発第 15 号）により、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言と見なしている）に係る「立体駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針」について、下記のとおりその内容の一部改正を行ったので、通知します。

貴職におかれては、駐車場の設置等に際し適切な対策が建築主、設計者等において実施されるよう、本指針を普及いただくとともに、管内の特定行政庁及び都道府県の指定する指定確認検査機関、建築士団体等に対し、本指針を周知いただくようお願いします。

なお、本通知に関連して都市・地域整備局街路課から都道府県・政令指定市駐車場担当部局長あてに別添の「立体駐車場の安全性の確保について」（平成 15 年 2 月 25 日付け国都街第 115 号）が通知されていますことを申し添えます。

記

「立体駐車場における自動車転落事故防止対策について（昭和 61 年 9 月 1 日住指発第 185 号）記「立体駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針」の一部を次のように改正する。

- 一 表題中「立体駐車場」を「駐車場」に改める。
- 二 第 1(1)中「立体駐車場の内部」を「建築物又は建築物の敷地に設ける多数の者の利用する駐車場（以下単に「駐車場」という。）」に改める。
- 三 第 1(2)中「以上の部分（公共の用に供する）」を「（多数の者の利用する）」に、「以上の部分」を駐車場に供する場合で、当該部分のうち、駐車用の又は車路に供する部分が建築物の外周部分にある場合」を「）以上である駐車場その他の自動車が転落することにより重大な事故が生じるおそれのあるもの」に、「機械式駐車場」を「機械式の駐車場」に改める。
- 四 第 2(1) ア中「25 トン」を「250 キロニュートン」に改める。
- 五 第 2(1) ア中「SS41」を「SS400」に、「SS50」を「SS490」に改め、同イ中「SD30」を「SD295」に、「SD35」を「SD345」に改め、同ウ中「1 平方センチメートルにつき 240 キロニュートン」を「1 平方ミリメートルにつき 24 ニュートン」に改める。
- 六 図中衝撃力の単位をキロニュートンによるものに改める。